

令和元年（2019年）12月定例議会本会議（12月13日）

都市整備常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、都市整備常任委員会に付託されました議案第107号から第111号までの以上5件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、12月3日会議を開き、案の説明を聴取して、質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第107号 土地の取得については、特別緑地保全地区内における当該地の取得に対し所有者に寄付を依頼する考えの有無、都市緑地法第17条第4項に基づく買い入れにおいて国へ補助率の引き上げを求める必要性についてであります。議案第108号 公有財産の交換については、宅地造成許可に伴う事業主の変更において説明資料に正確な表現で記載する必要性、田浦町3、4丁目地内大規模宅地造成工事において地元への説明を適切に行う必要性、同地内メガソーラー事業の開始時期と売電価格の関係についてであります。議案第111号 港湾緑地の指定管理者の変更については、指定管理者の変更に伴い管理事業の質が低下しないよう指導を行う必要性についてであります。

次いで、討論において、ねぎしかずこ委員から議案第108号及び第

111号について、「交換譲渡する土地のうち、田浦町3丁目87番5は住宅に近接しており、今後の事業展開次第では住民への影響が懸念される。については近隣住民に影響がないように市においてしっかりとした指導を行うよう求める。また今回の港湾緑地の管理を行う指定管理者の変更については当該事業者の都合により仕方がないことであるが、指定期間内の変更は好ましいことではない。については今後は同様な変更が生じないように指定管理者制度のあり方について研究を行うよう求め、議案第108号及び第111号に賛成する。」旨の意見があり、採決の結果、議案第108号から第111号までの以上4件は全会一致で、第107号は賛成多数でいずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。